

(参考資料) 砂利採取法施行関連等の最近の動向について

令和 6 年 6 月 28 日
経済産業省製造産業局素材産業課

1. デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しについて

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、代表的なアナログ規制である 7 項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面揭示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に係る法令等の点検の結果、砂利採取法に係る該当する事項についても、工程表を作成し、計画的に見直しを行うこととされた（資料 1 参照）。※下線は砂利採取法に係る該当項目。

現在の取り組み状況については、下記のとおり。

【目視規制（立入検査等、掘さく等の着手と完了の際の立会検査）】

デジタル技術を活用した立入検査の実施（砂利採取法第 34 条関係）

○砂利採取法第 34 条第 1 項～第 5 項の規定に基づき、経済産業大臣、都道府県知事、政令指定都市の長、国土交通大臣又は河川管理者は、その職員に砂利採取業者の事務所や砂利採取場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査等を行わせることができることを規定。当該検査の実施に当たり、目視のみによらず、デジタル技術を活用した手法での検査を許容することを明確化するもの。

○令和 6 年 3 月 29 日付けで、実地に赴いて行うことに限らず、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用した手法をもって立入検査等を行うことを許容する旨の通知を発出し、デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈を明確化した（資料 2 参照）。

※砂利採取計画認可準則における掘さく等の着手と完了の際の立会検査も同様。

砂利採取業務主任者試験や身分証に用いる写真規格の統一
（砂利採取業者の登録等に関する規則第 10 条等改正）

○砂利採取業務主任者の試験申請や身分証発行時において、手札形としてサイズを指定していたが、資格ごと写真サイズが混在し、管理コスト等を最小限にする観点から、砂利採取業者の登録等に関する規則第 10 条、第 12 条及び第 14 条を改正し、砂利採取法関係の写真においては縦 6 センチメートル×横 4 センチメートルのものであって、6 月以内に撮影した正面上半身像とする省令改正を行った。

○施行期日等

- ・ 公布日・施行期日：令和 5 年 6 月 9 日
- ・ 当分の間、なお従前の例によることができる。

【書面揭示規制（標識の揭示義務）】

認可事項に係るインターネットを利用した公衆の閲覧
（砂利採取法第 29 条改正、砂利の採取計画等に関する規則第 7 条等改正）

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）により、砂利採取法第 29 条が改正され、砂利の採取計画の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号等の事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業規模が著しく小さい場合等を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととされた。

○上記を踏まえ、砂利の採取計画等に関する規則（以下、「認可規則」という。）第 7 条を改正し、

- ・インターネットを利用した公衆の閲覧は、砂利採取業者のウェブサイトに掲載する方法により行うこと、

- ・一律にインターネットによる掲示を義務付けることとした場合、小規模事業者等への負担が大きいことを踏まえ、

- ①常時雇用する従業員の数が 20 人以下である場合、又は

- ②自ら管理するウェブサイトを有していない場合、

のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載を要しないことを新たに規定するとともに、様式第五について用語の整合を行った（資料 3 参照）。

○施行期日等

- ・公布日：改正法 令和 5 年 6 月 16 日

- 認可規則 令和 5 年 12 月 28 日

- ・施行期日：改正法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）

- ・施行の際現に砂利採取業者が掲げている改正前の様式第五による標識は、改正後の様式第五による標識とみなす。

【往訪閲覧（事案の記録の閲覧、文書等の閲覧、調書及び報告書の閲覧）】

聴聞に係る文書等の閲覧、聴聞調書及び報告書の閲覧
(砂利の採取計画等に関する規則第 18 条等関係)

○砂利採取事業の登録の取消し等による不利益処分における意見陳述のため、砂利採取法第 38 条の規定により聴聞を行うことが規定されており、当事者等は聴聞に係る調査の調書や資料等の文書の閲覧を求めることができる旨、認可規則第 18 条に規定されているが、閲覧手続きについて、今後インターネット等を活用できる旨明確化するもの（認可規則 24 条の聴聞調書及び報告書の閲覧も同様）

○令和 6 年 3 月 29 日付けで、「行政手続法事務取扱ガイドライン（令和 6 年 3 月総務省行政管理局）」の行政手続におけるデジタル技術の活用に準拠するとともに、インターネットや電子メールの活用など、手続きのデジタル化を基本としていただく旨の通知を発出し、デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈を明確化した（資料 2 参照）。

意見聴取会における事案の記録の閲覧

(砂利の採取計画等に関する規則第 33 条関係)

- 砂利採取法による処分等に対する審査請求が生じた場合、意見の聴取手続きを行うことが砂利採取法第 39 条に規定されており、認可規則第 33 条において、審査請求人等が本意見聴取会に係る事案の記録の閲覧が可能な旨規定されているが、閲覧手続きについて、今後インターネット等を活用できる旨明確化するもの。
- 同上。

【記録媒体（文書の作成・保存等）】

文書の作成・保存等

(砂利の採取計画等に関する規則第 8 条関係)

- 砂利採取法第 32 条、認可規則第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、砂利採取業者は、帳簿を備え、砂利の採取実績や業務主任者の監督の内容、災害の防止のために講じた措置などを記載し、これを保存しなければならないが、電子計算機に備えられたファイル等による記録に代えることができる（整備済み）。

2. 地方分権改革に対する対応について

地方公共団体への義務付けの見直し等を行う地方分権改革の一環で、地方公共団体からの提案を踏まえ、砂利採取業者の登録等に関する規則（以下、「登録規則」という。）第 8 条の規定に基づく、砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告について、試験を実施する都道府県の判断により、都道府県の公報以外の適切な方法により行うことも可能とする方向で検討し、令和 5 年度中に結論を得ることとし、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の条ずれが生じたことに伴い、住民基本台帳法の規定を引いている、登録規則第 2 条第 2 項第 4 号の規定をこの条ずれに整合させることとする。

- 上記を踏まえ、登録規則第 17 条の規定（条例等に係る適用除外）の対象に、登録規則第 8 条（公告に係る部分に限る）を追加し、都道府県の公報以外の公告方法により行うことを可能とするとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い登録規則第 2 条第 2 項第 4 号の規定を整合させるための省令改正を行った（資料 4 参照）。

○施行期日等

- ・公布日 令和 6 年 6 月 28 日
- ・施行期日 公布と同時に施行

(資料1)

○デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表
(2022年12月21日 デジタル臨時行政調査会) 〈砂利採取法関係抜粋〉

7項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表												
分類	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在 Phaseが2又は3の条項は、見 直しを要さずともデジタル原 則適合性が確保できているこ とを確認済	見直し完了 時期	工程表	見直しの概要
新規	1212	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第1項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視一共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1213	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第2項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視一共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1214	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第3項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視一共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1215	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第4項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視一共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	1216	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第34条第5項	立入検査等	目視規制	1-①	2	要	令和5年度 10月～3月	目視一共通 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
別表2	173	砂利採取法	経済産業省 国土交通省	第29条	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	3-2	要	令和6年度 4月～6月	掲示一共通 4	法律改正
別表1	297	砂利の採取計画等に関する規則	経済産業省 国土交通省	第33条	事業の記録の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和6年度 4月～6月	閲覧縦覧一 経済産業省 3	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	337	砂利の採取計画等に関する規則	経済産業省 国土交通省	第18条	文書等の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年度 10月～3月	閲覧縦覧一 共通5	告示、通知・通達等 の発出又は改正
新規	338	砂利の採取計画等に関する規則	経済産業省 国土交通省	第24条	調査及び報告書の閲覧	往訪閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和5年度 10月～3月	閲覧縦覧一 共通5	告示、通知・通達等 の発出又は改正

FD等の記録媒体を指定する規制 点検対象条項の一覧表											
No	法令名	所管省庁	条項	規制等の内容概要	規制等の類 型	見直し要否 ※見直し「否」かつ、 「オンライン手続等の規 定の整備」に「●」のあ るものは、既にオンライ ン手続等の規定が整備さ れていることを確認済	見直し方針		見直し 完了時期	工程表	見直しの 概要
2080	砂利の採取計画等に関する規則	経済産業省 国土交通省	第8条第2項	文書の作成・保存等 (民間事業者等が主 体)	記録媒体	否	●				
2081	砂利の採取計画等に関する規則	経済産業省 国土交通省	第8条第3項	文書の作成・保存等 (民間事業者等が主 体)	記録媒体	否	●				

○デジタル原則を踏まえたアナログ規制（通知・通達等）の見直し方針
(2023年5月30日 デジタル臨時行政調査会) 〈砂利採取法関係抜粋〉

アナログ規制を定める通知・通達等の点検対象条項一覧表												
令和5年1月1日現在												
No.	区分	題名	制定年月日及び番号	所管省庁名	条項等	規制等の内容概要	規制等の 類型	現在 Phase	見直し Phase	見直し要否 ※見直し「否」かつ、現在Phase が2又は3の条項は、見直しを要 さずともデジタル原則適合性が確 保できていることを確認済	見直し完了時期 ※「令和6年度」としてい るものには、既に見直し が完了しているものを含む。	見直し完了時期が 令和6年以降になる場合の理由
621	通知・通達	砂利採取計画認可導則について	昭和43年10月2日43化局 491,建設省河政発99	経済産業省 国土交通省	IV3(1)②b(n)	振さく等の着手と完了 の際の立入検査	目視規制	1-①	2	要	令和6年3月まで	砂利採取法に基づく立入検査規定と同様の対応 とすることとしており、これらの見直し完了時 期は令和5年度10月～3月とされているため

(資料 2)

デジタル原則を踏まえた砂利採取法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和 6 年 3 月 2 9 日
経済産業省製造産業局素材産業課
国土交通省水管理・国土保全局水政課

令和 3 年 1 1 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 1 2 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 3 月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該 2 年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号。以下「法」という。）及び砂利の採取計画等に関する規則（昭和 43 年通商産業省・建設省令第 1 号。以下「規則」という。）、砂利採取計画認可準則（昭和 43 年通達通産省化局第 491 号・建設省河政発第 99 号。以下「通達」という。）について、下記のとおり整理しました。

なお、本整理については、今後にも必要に応じ、追記等を行っていく予定です。

<参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

1. 「目視規制」について

法第 3 4 条第 1 項から第 4 項までに規定する立入検査等及び通達Ⅳ三（1）②ロ（ハ）に基づく立会検査については、砂利採取業を行う事務所等における帳簿等の確認や関係者への質問について、実地に赴いて行うことに限らず、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して行うことを許容します。

また、法第34条第5項に規定する身分証明書の掲示について、オンライン方式により立入検査等を行う場合は、立入検査等をする職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に画面越しに提示してください。

2. 「往訪閲覧・縦覧規制」について

規則第18条第1項の規定に基づく行政手続法第18条第1項の規定による聴聞に係る文書等の閲覧、規則第24条の規定に基づく行政手続法第24条第4項の規定による聴聞調書及び報告書の閲覧並びに規則第33条の規定に基づく当該事案の記録の閲覧については、「行政手続法事務取扱ガイドライン（令和6年3月総務省行政管理局）」の行政手続におけるデジタル技術の活用に準拠するとともに、インターネットや電子メールの活用など、手続きのデジタル化を基本としていただけますようご協力方よろしくお願いします。

なお、紙媒体による対応を排除するものではありません。

<参考>行政手続法事務取扱ガイドライン

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/index.html

以上

(資料 3)

砂利の採取計画等に関する規則の一部改正について

令和 5 年 1 2 月
製造産業局素材産業課

1. 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）により、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 29 条が改正され、砂利の採取計画の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る砂利採取場の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号等の事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業規模が著しく小さい場合等を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととされた（別紙 1）。

これを踏まえ、砂利の採取計画等に関する規則（昭和 43 年通商産業省・建設省令第 1 号。以下「省令」という。）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

省令第 7 条の規定を下記のとおり改正する（別紙 2）。

(1) 具体的なインターネットでの公表方法

インターネットを利用した公衆の閲覧は、砂利採取業者のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(2) 適用除外の基準

一律にインターネットによる掲示を義務付けることとした場合、小規模事業者等への負担が大きいことを踏まえ、①常時雇用する従業員の数が 20 人以下である場合又は②自ら管理するウェブサイトを持していない場合のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載を要しないこととする。

3. 施行期日等

公布日：令和 5 年 12 月 28 日（木）

施行期日：改正法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）

砂利の採取計画等に関する規則第7条関係

○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）（第三十四条関係）

（標識の掲示等）

第二十九条 砂利採取業者は、経済産業省令、国土交通省令で定めるところにより、第十六条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令、国土交通省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

○経済産業省
国土交通省 令第三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第二十九条の規定に基づき、砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣 齋藤 健
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する省令

砂利の採取計画等に関する規則（昭和四十三年通商産業省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（標識の揭示等） 第七条 〔略〕 2 〔略〕 3 法第二十九条の規定による自動公衆送信による公衆の閲覧は、砂利採取業者のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。 4 法第二十九条の経済産業省令、国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一 常時雇用する従業員の数が二十人以下である場合 二 自ら管理するウェブサイト有していない場合	（標識の様式および記載事項） 第七条 〔略〕 2 〔略〕 〔新設〕
備考 表中の「」は注記である。	

様式第 5

2
この省令の施行の際現に砂利採取業者が掲げているこの省令による改正前の砂利の採取計画等に関する規則様式第五による標識とみなす。

1
(施行期日)
この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。
(経過措置)

砂 利 採 取 標 識	
氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名	
住 所	
事務所の名称、所在地及び電話番号	砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図
登録年月日及び登録番号	
採取計画の認可年月日及び認可番号	
採取をする砂利の種類及び数量	
採取の期間	
掘さく又は切土をする土地の面積及び深さ	
砂利の採取のための機械の種類及び数	
業務主任者の氏名	

50cm 以上

様式第五を次のように改める。

(備考) 「採取計画の認可年月日及び認可番号」の欄には、認可者が河川管理者である場合には、当該砂利採取場を監督する関係事務所名を併記すること。

(資料 4)

砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正について

令和 6 年 6 月
製造産業局素材産業課

1. 改正の趣旨

- (1) 砂利採取業務主任者試験の施行場所等の公告については、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和 43 年通商産業省令第 80 号。以下、「規則」という。）第 8 条の規定に基づき、都道府県の公報によることとされているが、令和 5 年 12 月 22 日付けで閣議決定がなされ、「国から都道府県への事務・権限の移譲等として、当該扱いについては、試験を実施する都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とする方向で検討し、令和 5 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。

砂利採取業務主任者試験の公告方法については、その実効性が確保される場合は、必ずしも都道府県の公報によらなくても良く、かつ、都道府県の事務負担軽減に繋がることは望ましいと考えられることから、閣議決定での方向性のとおり、都道府県の判断により、公報以外の適切な方法により行うことも可能とすることとし、その旨規則を改正することとする。

- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）による住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の条ずれが生じたことに伴い、住民基本台帳法の規定を引いている、規則第 2 条第 2 項第 4 号の規定をこの条ずれに整合させることとする。

2. 改正の概要

規則第 17 条の規定（条例等に係る適用除外）の対象に、規則第 8 条（公告に係る部分に限る）を追加するとともに、住民基本台帳法の一部改正に伴い規則第 2 条第 2 項第 4 号の規定を整合させるための所要の改正を行う（別紙 3）。

3. 施行期日等

公布日：令和 6 年 6 月 28 日（金）

施行期日：公布と同時に施行

〇経済産業省令第 318 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）の施行に伴い、並びに砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第四條第二項及び第十五條第二項の規定に基づき、砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。 令和 6 年 6 月 28 日 経済産業大臣臨時代理 国務大臣 新藤 義孝 砂利採取業者の登録等に関する規則の一部を改正する省令 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第 80 号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	（登録の申請） 第二條 〔略〕 2 法第四條第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 三 〔略〕 四 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の十五第一項の規定により、当該業務主任者に係る同法第三十條の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。） 五・六 〔略〕 （条例等に係る適用除外） 第十七條 第二條第一項、第五條第一項、第六條及び第八條（法第十五條第二項の規定による業務主任者試験のうち、公告に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
改正前	（登録の申請） 第二條 〔略〕 2 法第四條第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 三 〔略〕 四 事務所に置く業務主任者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十條の八第一項の規定により、当該業務主任者に係る同法第三十條の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。） 五・六 〔略〕 （条例等に係る適用除外） 第十七條 第二條第一項、第五條第一項及び第六條の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
備考 表中の「」は注記である。 附則 この省令は、公布の日から施行する。	

(参考１) 公害等調整委員会による砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事案について

(１) 裁定申請の概要

令和５年６月１３日付けで措置された砂利採取計画変更不認可処分に対し、令和５年９月１１日付けで、当該砂利採取業者から、砂利採取法第４０条の規定に基づく公害等調整委員会に対する当該不認可処分の取り消しを求める裁定の申請がなされ、令和５年１２月５日付けで当該不認可処分を取り消すとの裁定が行われた事案。

①件名 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件（公調委令和５年(フ)第１号）

②不認可処分の概要

砂利採取法第２０条第１項の規定に基づき、１年６ヶ月として認可を受けていた砂利採取計画の期間を６ヶ月延長する旨の変更認可申請について、「確実に採取跡地作業が実施されると認められる場合」に該当しないことを理由に不認可処分が行われたもの。

(２) 裁定結果

第３ 当裁定委員会の判断

- １ 争点１（裁定申請の法律上の利益の有無）について（略）
- ２ 争点２（本件不認可処分の違法性の有無）について〈主な部分の抜粋〉

(３) 本件不認可処分の適法性について

ア 本件不認可処分において示された処分理由について

本件不認可処分の理由は、前記（前提事実（１）オ）のとおり、「c 協同組合の保証がされているなど確実に採取跡地作業が実施されるとは認められ」ず、砂利採取法１９条に規定する他人に危害を及ぼす等の危険を生じさせるというものである。本件変更認可申請における考慮要素の一つとして、県認可基準に定められた第三者による採取跡地作業の保証にかかる判断が含まれるとしても、県認可基準において「c 協同組合の保証がされているなど」と表記して明示されているように、c 協同組合による保証は、あくまでも対応策の例示であって、それに固執して他の保証形態を否定するような硬直的運用がなされるとすれば、それは上記の法の趣旨とは適合しないものである。また、保証に係る作業の拒否等で支障を生じた過去の事例を考慮して、一定の保証者を適切でないと判断するというのであれば、そうした者を排除する趣旨を明記した審査基準を定め、公にするなどした上で（行政手続法５条）、個別に保証形態に関し適切性を判断し、不認可処分をする場合には申請者にその理由として根拠条文に合わせて個別事案の事実関係についても提示すべきである（同法８条）。ところが、上記の本件不認可処分の理由では、保証に係る上記審査基準は設定されておらず、本件変更認可申請の採取跡地作業の保証を行う２者について、不適切とする具体的な理由の提示はなされておらず、c 協同組合による保証のみを重視しているように見える。

イ 本件変更認可申請の審査において考慮すべき要素

他方で、本件変更認可申請の審査において本件事案の特性として考慮されるべき要素として、①

本件変更認可申請段階までの事情（全証拠によっても申請人が本件変更認可申請に至るまでに本件当初認可に係る砂利採取において特段の危険を生じさせることがあったなどとは認められず、本件で採取跡地作業の保証を行う２者について、倒産等により同作業が行われない危険が増加したとは認められない。）や、②本件変更認可申請によって予定されている作業の内容（本件変更認可申請時には既に原石の採取を終えており、農地復元のための採取跡地作業が残っていたにすぎない（前記前提事実（２）ところ、その作業は必要不可欠で、かえって危険を減少させるためには必要で特段の危険を発生させる余地のない作業内容であるといえる。）が存在する。

ウ 本件不認可処分 of 適法性

ところが、上記イで挙げた考慮すべき要素は、本件不認可処分において十分に考慮されていない。すなわち、処分庁は、前記第２の５（２）のとおり、保証の程度に関する基準は、当初認可の申請であるか、変更認可の申請であるかにかかわらず、認可期間の長さ（変更認可申請の場合は当初認可期間からの通算による長さ）により、適用が分かると主張し、実際、証拠（乙３）によれば、申請人側が、令和５年４月２７日、砂利採取場を訪れた岐阜県職員に対し、口頭で、採取期間延長の変更認可申請書を提出したい旨の発言をしたのに対し、同職員がその場で、採取期間の延長という理由での変更は認められないと伝えていたことが認められる。また、処分庁は、上記アのとおり、本件不認可処分の段階で、本件で保証を行う２者について、不適切であることの具体的根拠を示しておらず、その後も、この２者について採取跡地作業拒否の危険性を示す具体的な事情を主張してはいない（申請人の砂利採取場６箇所では保証をしているということは、その具体的な根拠とはいえない。）。そのため、処分庁は、変更認可申請の場合、１年６か月の当初認可の保証では足りず、同じ保証で期間延長の変更申請をした場合には、機械的に不認可の判断をしているものと考えられる（しかも、処分庁は、１年６か月の当初認可の期間延長の場合、c 協同組合による保証に限定されないとしつつ、実際には、それ以外に認められる例を示してはおらず、同組合による保証以外の保証では認めない硬直的扱いを事実上しているようにも見える。）。加えて、本件不認可処分により本件で申請人が資本を投下して継続してきた営業活動が頓挫することによる信頼の破棄や損害などへの配慮は、本件不認可処分では欠けていると言わざるを得ない。以上のとおり、特段の危険を発生させるおそれのない申請人の期間延長を求める本件変更認可申請を、本件当初認可とは異なる保証形態の不備を理由に認めない本件不認可処分は、本件事例に即して個別具体的な事情を総合考慮して判断したものということとはできず、法の趣旨に合致しない誤った判断であると言わざるを得ない。したがって、本件不認可処分は、個別事情を総合考慮すべき旨を定めた砂利採取法１９条の趣旨に反し、違法である。

※詳細は公害等調整委員会ＨＰに当該裁定書が全文掲載されていますので、下記を参照してください。

（公害等調整委員会ＨＰ）

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/motosushi5_1.html

(参考2) 価格転嫁に関する取組状況について

生コンサプライチェーン全体での価格転嫁に関する取組



- **生コン等の契約単価**は、民間会社が契約状況を調査した「**物価本**」や、都道府県の独自調査を基に作成。足下の状況を調査結果にタイムリーに反映することが、価格転嫁対策として重要。
- セメントや生コン業界全体での価格転嫁を支援すべく、①足下での価格を都道府県等に情報提供、②原材料費の高騰を建設単価へ反映、③売買契約の適正化、④スライド条項適用等を求める通知を国土交通省と経済産業省の連名で建設業界等に発出。
- **取引適正化・価格転嫁等対策と連携し、価格転嫁、適正な請負契約の締結の実現に取り組むこと**で、石炭価格高騰による負担を**サプライチェーン全体で転嫁**できるよう支援。

取引適正化・価格転嫁等支援

- ◇ **2022年4月及び10月時点**において、セメント・コンクリート・砂利等関係団体等が、石炭価格高騰に伴う価格転嫁に関する緊急調査を実施。生コン業界では、7割以上の組合が価格転嫁が十分にできていない(一部のみ転嫁を含む)との回答。
- ◇ **4月26日付け**で、国交省から**業界団体等に対し**、原材料費等の取引価格を反映した**適正な請負代金の設定等を要請する通知文**を発出。
- ◇ **6月6日付け**で、国交省と経産省が連携して、**都道府県等に対し**、砂利の最終製品である生コン事業者から提供される**最新の価格を建設単価に反映するよう要請する通知文**を発出。
- ◇ **12月6日付け**で、国交省と経産省が連携して、**建設業等の業界団体等に対し**、製造原価の高騰を踏まえた**適正な売買契約を生コン業界と締結することを要請する通知文**を発出。
- ◇ **2023年6月8日付け**で、国交省と経産省が連携して、**建設業等の業界団体等に対し**、**製造原価、エネルギー高騰を踏まえたスライド条項の適用、適正な売買契約を生コン業界と締結することを要請する通知文**を発出。



物価資料における表示価格改定について



(セメントサプライチェーンの物価高・価格転嫁に関する緊急調査)

- 2022年4月、10月、**2023年8月**において、経済産業省からの要請に基づき、**セメント・骨材・コンクリート関係の5団体**が、**石炭価格高騰等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇分の転嫁状況に係る緊急調査**を実施。

○調査対象

一般社団法人セメント協会、一般社団法人日本砂利協会、一般社団法人日本砕石協会
全国生コンクリート工業組合連合会・全国生コンクリート協同組合連合会（以下：全生連）
一般社団法人全国コンクリート製品協会（以下：全コン）

○調査期間

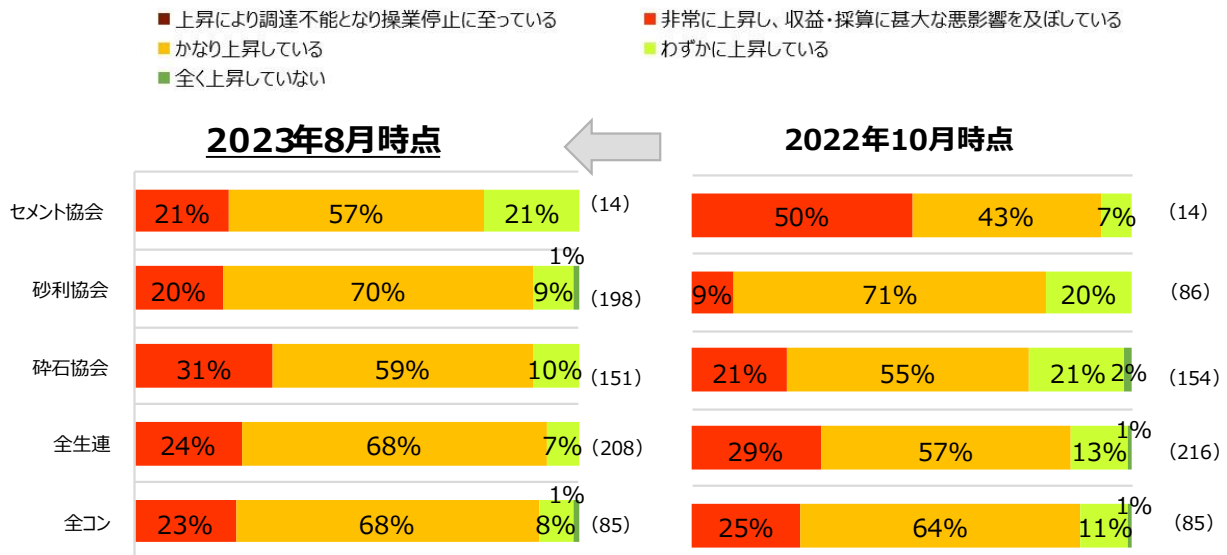
- ①2022年 4月22日（金）～ 5月20日（金）
- ②2022年10月25日（火）～ 11月25日（金）
- ③2023年 8月25日（金）～ 9月26日（水）

○調査回答数（団体含む）

	調査対象数	回答数（前回比）	回答率（前回比）
セメント協会	16	14（±0）	88%（±0%）
砂利協会	800	198（+110）	25%（+14%）
砕石協会	662	151（▲11）	23%（▲1%）
全生連	266	209（▲10）	79%（▲3%）
全コン	138	87（▲37）	63%（▲27%）

調査結果概要①：原材料、諸資材、輸送費、燃料価格等ほどの程度上昇しているか

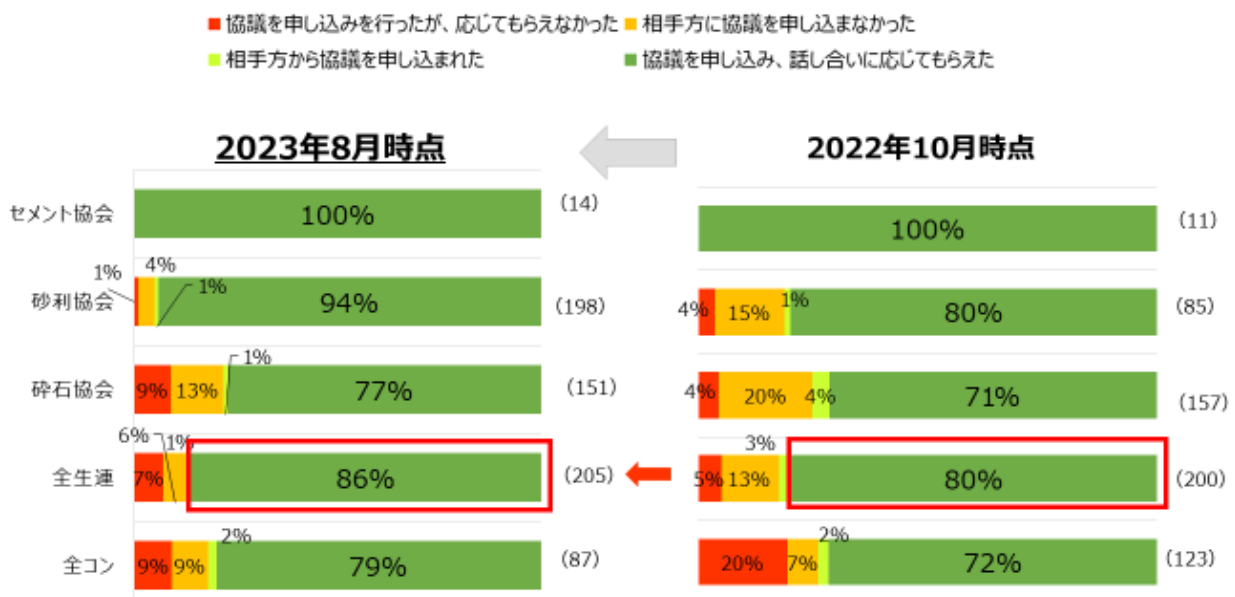
- いずれの業界でも「全く上昇していない」以外の回答が9%以上を占めており、引き続き原材料高騰などが課題となっている状況



※ () 内は空欄や複数回答を除いた有効回答数、回答割合は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

調査結果概要②：製造原価の上昇を受けて、納入先との価格転嫁協議はできているか

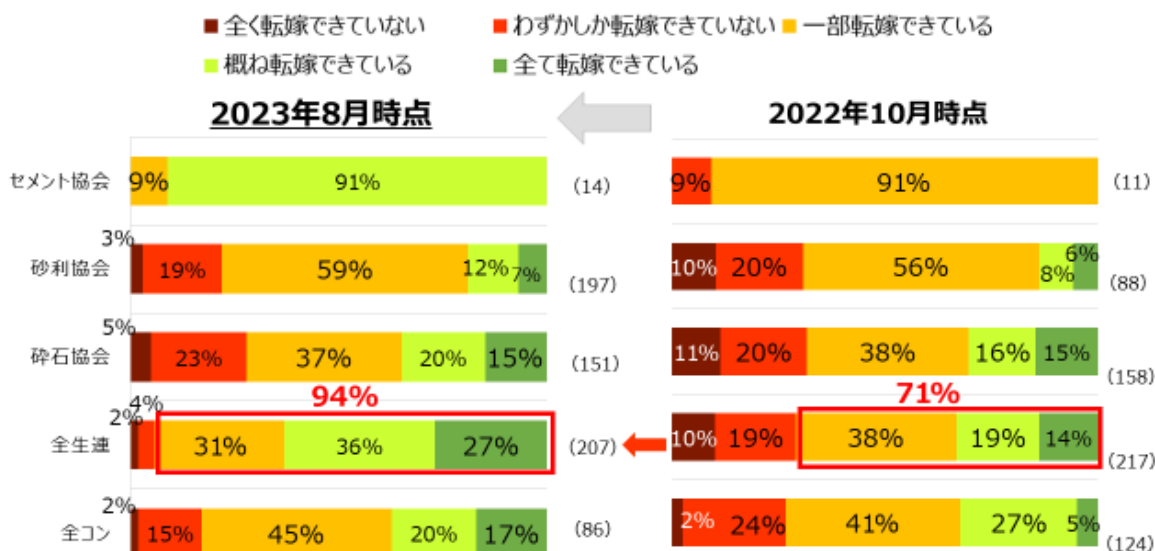
- いずれの業界においても、7割以上の事業者が、「協議を申し込み、話し合いに応じてもらった」と回答しており、事業環境も改善しつつある状況。



※ () 内は空欄や複数回答を除いた有効回答数、回答割合は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。

調査結果概要③：製造原価の上昇を受けて、価格転嫁はどの程度実現できているか

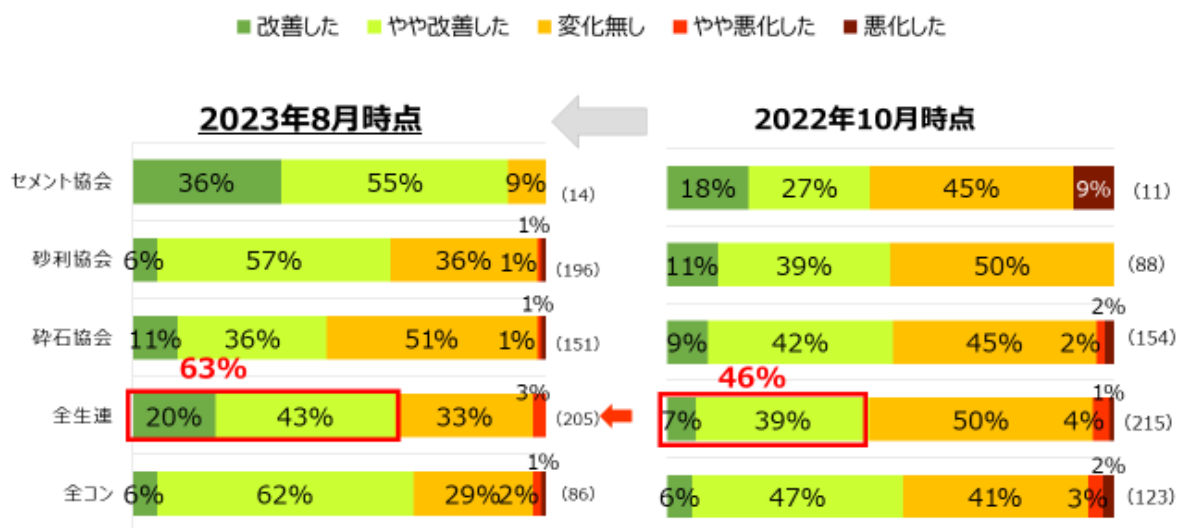
- いずれの業界においても、**7割以上の事業者が転嫁できていると回答**。
前回と比較しても、価格転嫁が進みつつある状況。



調査結果概要④：取引環境に変化はあったか

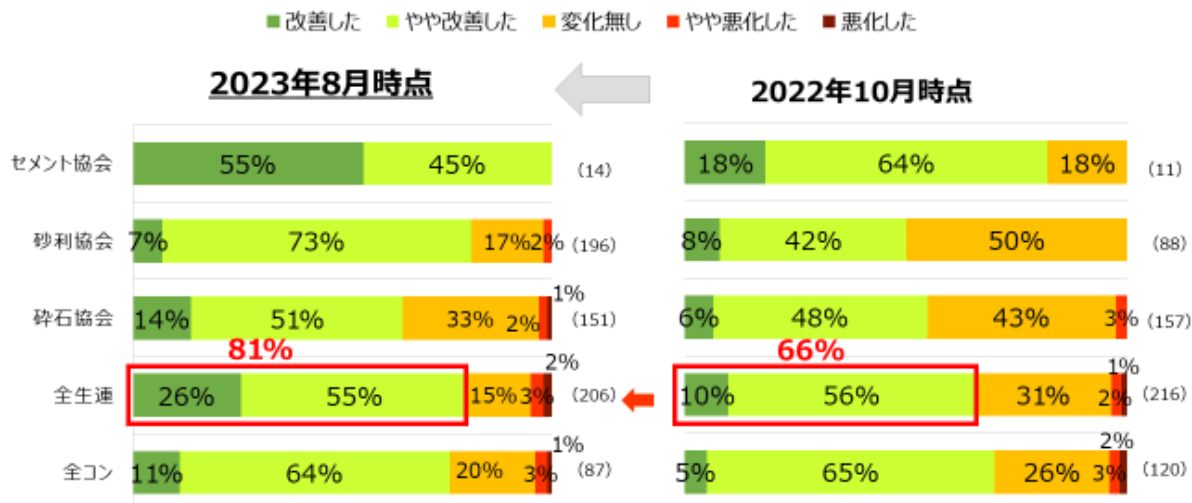
※10月調査時点と比較して回答

- 協議のしやすさや契約内容の見直しなどの取引環境**については、いずれの業界も「**改善した**」「**やや改善した**」の回答率が**上昇**しており、取引環境が改善されている状況。



調査結果概要⑤：価格転嫁の実現にあたって状況に変化はあったか
※10月調査時点と比較して回答

- 物価本の表示価格の早期改定などの状況については、いずれの業界も「改善した」「やや改善した」の合計が6割以上を占めており、前回の調査と比較しても上昇。



※ () 内は空欄や複数回答を除いた有効回答数、回答割合は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

【参考】国土交通省・経済産業省による都道府県等への価格転嫁要請（抜粋）

建設資材の取引価格の把握及び請負代金への反映について（令和4年6月、経済産業省・国土交通省通知）

令和4年6月6日

各都道府県担当部局長殿
（市町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）

経済産業省製造産業局素材産業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設資材の取引価格の把握及び請負代金への反映について

先般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定等について政府全体で取り組むこととされました。これを踏まえ、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第54号。別添1。）により、原材料費の最新の取引価格を適切に反映した請負代金の設定やスライド条項の適切な設定・運用などの対応を講じていただくようお願いしたところです。

（略）

特に生コンクリートについては、緊急調査によると66%程度の企業等において価格転嫁が十分に実現できていない状況であり（別添2参照）、サプライチェーン全体での対策が急務となっております。

今般、別紙のとおり、各地域の生コンクリート協同組合等が発表する価格改定の内容について都道府県・指定都市へ情報提供いただくよう生コンクリート製造業界あて周知しておりますので、当該資料も参考としつつ、市場における最新の取引価格の把握に努めていただくとともに必要に応じて請負代金へ適切に反映いただくよう、改めてお願いいたします。

【参考】国土交通省・経済産業省による建設業界等への価格転嫁・売買契約適正化の要請（抜粋）

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について（令和4年12月、経済産業省・国土交通省通知）

令和4年12月6日

主要民間団体の長 殿など

経済産業省製造産業局素材産業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について

先般、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定等について政府全体で取り組むこととされました。

これを踏まえ、建設業者団体に対して、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第52号。別添1。）により、建設資材業者に対しても適切な配慮をするようお願いしたところです。

生コンクリートの流通過程において、生コンクリートの販売店等と建設業者との間では生コンクリートの売買契約が締結されることとなりますが、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえた円滑な価格転嫁を進めるためには、当該売買契約の適正化を図ることも重要となります。

※経済産業省が実施した「石炭価格高騰に伴う価格転嫁に関する緊急調査」においても、92%程度の企業等から、生コンクリートの製造原価が大きく上昇している旨の回答があったところです（別添2参照）。

このため、今般、建設業者団体及び生コンクリート製造業界に対して、生コンクリートの売買契約の適正化に向けて適切な対応を図るよう別紙1及び別紙2のとおり改めて周知を行いましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体におかれても、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日国不建第55号。別添1の参考3。）の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知をお願いいたします。

【参考】国土交通省・経済産業省による建設業界等への価格転嫁・売買契約適正化の要請（抜粋）

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について（令和5年6月、経済産業省・国土交通省通知）

令和5年6月8日

主要民間団体の長 殿など

経済産業省製造産業局素材産業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰の状況等を踏まえた対応について

先般、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、建設業における適正な請負代金の設定等について政府全体で取り組むこととされました。（略）

また、生コンクリートの流通過程において、生コンクリートの販売店等と建設業者との間では生コンクリートの売買契約が締結されることとなりますが、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえた円滑な価格転嫁を進めるためには、当該売買契約の適正化を図ることも重要となります。

これらを踏まえ、建設業者団体に対して、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について」（令和4年12月6日付け事務連絡。別添2。）により、建設資材業者に対しても適切な配慮をするよう、また、生コンクリートの売買契約を締結する際には、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえた契約の適正化に向けて適切な対応を図るようお願いしたところです。

今般、建設業者団体に対して、生コンクリートの原材料費やエネルギーコストの高騰の状況等を踏まえ、発注者との間で価格変動の際における協議条項なども活用しつつ必要に応じ適切に対応するよう、また、契約の適正化に向けて適切な対応を図るよう別紙1のとおり改めて周知を行うとともに、別紙2及び別紙3のとおり生コンクリート製造業界及び地方公共団体に対しても周知を行いましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体におかれても、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について」（令和4年12月6日付け事務連絡）の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、会員企業に対して改めて周知をお願いいたします。